

○福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領

平成14年3月11日
理事長通達第15号

(趣旨)

第1条 福岡北九州高速道路公社(以下「公社」という。)が発注する建設工事(以下「公社発注工事」という。)に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要領に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 公社の競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに設計、測量、ボーリング、調査、試験等及びコンサルタントに関する事業をいう。
- (3) 役員 法人の会長、取締役、監査役、支店長及び営業所長をいう。
- (4) 使用人 役員以外の常用雇用者をいう。
- (5) 指名停止 公社発注工事に係る請負契約又は委託契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。
- (6) 部長等 部長、事務所長及び常任調査役をいう。

(指名停止等の決定)

第3条 次条に定める指名停止の措置及び第13条に定める指名停止に至らない事由に関する措置の決定は、指名業者第1選考委員会に付議の上、理事長が行うものとする。

(指名停止措置)

第3条の2 理事長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該建設業者に対して、情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 理事長が指名停止を行ったときは、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。
- 3 理事長は、当該指名停止に係る建設業者及び当該建設業者を構成員とする共同企業体を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止に

ついて責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である建設業者(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 理事長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 建設業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - (1) 別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表その2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 理事長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 理事長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 理事長は、指名停止の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 6 理事長は、指名停止の期間中の建設業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

7 別表その3の第1号から第9号までの措置要件により指名停止を行った場合は、当該指名停止の期間を経過する時点において、指名停止措置の措置要件に該当しているか、県警察本部に確認を行うものとする。

その結果、該当している旨の通知があったときは、指名業者第1選考委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、別表その3の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 理事長は、第3条の2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は公社の職員(役員を含む。以下同じ。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表その2第4号又は第7号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める長期の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各公共工事発注機関の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表その2第4号、第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(3) 公社又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表その2第7号、第8号又は第9号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(部長等に対する指名停止の通知)

第7条 理事長は、第3条の2第1項、第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更・解除)通知書(様式第1号)により、部長等に通知するものとする。

(建設業者に対する通知)

第8条 理事長は、第3条の2第1項、第4条各項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第2号)により、第3条の2第3項の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書(様式第3号)により、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第4号)により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第5号)により、当該建設業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由となった事案が公社発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第9条 理事長は、別表各号に掲げる措置要件に該当し、第3条の2第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、又は第5条第5項の規定により指名停止期間を変更したときは、指名停止措置状況書(様式第6号)(ただし、別表その3各号に掲げる措置要件に該当することによる指名停止の場合は、併せて、暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表(様式第7号))を公社の契約関係閲覧コーナーで閲覧に供するとともに、公社のホームページに掲載し公表するものとする。

(不正行為等の報告)

第10条 部長等は、その所管する公社発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに不正行為等報告書(様式第8号)により、理事長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許権の設定された工法等を使用しなければならない等やむを得ない事情があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第12条 指名停止期間中の建設業者が公社発注工事の一部を下請(一次及び二次下請以降全ての下請を含む。)し、又は受託することを承認してはならない。

2 指名停止の期間中の建設業者が公社発注工事の資材、原材料の購入契約等の相手方となることを承認してはならない。ただし、当該指名停止が別表その3各号に掲げる措置要件に該当することをもってされたものでない場合において、公社発注工事に影響を及ぼすおそれがある等やむを得ない特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で、警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この通達は、平成14年3月11日から施行する。
- 2 平成2年11月1日付、理事長通達第10号は廃止する。

(経過措置)

- 3 この通達は、施行日以後この通達の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

附 則(平成17年5月9日理事長通達第7号)

この通達は、平成17年5月9日から施行する。

附 則(平成17年6月1日理事長通達第10号)

この通達は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成18年9月1日理事長通達第11号)

この通達は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成25年5月21日理事長通達第5号)

この通達は、平成25年5月21日から施行する。

附 則(平成26年8月27日理事長通達第7号)

この通達は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日理事長通達第52号)

この通達は、平成27年3月24日から施行する。

附 則(平成28年6月1日理事長通達第8号)

この通達は、平成28年6月1日から施行する。

別表その1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	

1 公社発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事)	
2 公社発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 前号に掲げるもの以外の工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、公社発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 公社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 公社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表その2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
------	----

(贈賄)	
1 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が公社の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内
2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上18か月以内
3 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 公社発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18か月以上24か月以内
5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上18か月以内
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 公社発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内
8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上18か月以内
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内

人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反行為)	
10 公社発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
11 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告され、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措置要件	期間
次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
1 計画的又は常習的に暴力的不当行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。	当該認定をした日から36か月
2 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場	当該認定をした日から24か月

合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。	
3 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。	当該認定をした日から24か月
4 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。	当該認定をした日から24か月
5 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。	当該認定をした日から24か月
6 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。	当該認定をした日から24か月
7 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。	当該認定をした日から24か月
8 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。	当該認定をした日から18か月
9 第3号から第8号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき(第3号から第8号までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)	当該認定をした日から36か月

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

様

理事長名

指名停止決定(変更・解除)通知書

商号又は名称	本社		本県在支店等の名称			
代表者氏名	代表者氏名		支店長等の氏名			
主たる業種 許可番号等	許可番号等	大臣 知 事 号 (年 月 日)	主たる業種		指名資格名 簿	
会社所在地	本社 (店)		支店 (営業所)			
関係工事名						
工事場所						
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月間)					
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月間)					
解除年月日	年 月 日					

(指名停止の理由)

(措置基準別表 第 号該当)

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 様

指名停止通知書

この度の貴社(殿)の行為は、当公社発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後、公社が発注する全ての請負工事(又は業務)に際し、下記のとおり貴社(殿)の指名停止をすることにしたので通知します。

なお、貴社(殿)が現在施工中の 工事については、これが工期内完全しゅん工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

[注] 別表その3(暴力的組織等に対する措置基準)に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日 (月 日) (月間)

年 月 日

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

福岡北九州高速道路公社理事長

指名取消通知書

先に、 工事について、 年 月 日付け 第 号を
もって貴社(殿)に指名通知をしたところではありますが、今回貴社(殿)の指名停止の決定があ
り、指名を取り消したので通知します。

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

福岡北九州高速道路公社理事長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社(殿)の指名停止
を行った旨を通知したところではありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を
変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

福岡北九州高速道路公社理事長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社(殿)の指名停止
を行った旨を通知したところではありますが、 年 月 日をもって当該指名停
止を解除したので通知します。

様式第6号(第9条関係)

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要			
1 指名停止措置建設業者			
住所			
商号又は名称			
2 指名停止の期間			
年 月 日から 年 月 日まで(か月間)			
3 事実概要			
4 指名停止の理由			
【指名停止措置要領 別表 第 号該当】			
	措置要件	期間	

様式第7号(第9条関係)

暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表

●指名停止措置

日付	期間	商号又は名称	住所	理由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

●排除措置

日付	期間	商号又は名称	住所	理由
年 月 日	年 月 日から まで			
年 月 日	年 月 日から まで			

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

理事長 様

部長等名

不正行為等報告書

商号又は名称	本社		本県在支店等の名称			
代表者氏名	代表者氏名		支店長等の氏名			
主たる業種	許可番号等	大臣 知	主たる業種		指名資格名	

許可番号等		事 号 (年 月 日)			簿	
会社所在地	本社 (店)		支店 (営業所)			
関係工事名						
不正行為等 発生年月日						
不正行為等 発生場所						

(不正行為等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付